

発行責任者 / 小 林 政 仁

発 行 日 / 2025 年 7 月 1 日



社報タイトル「一心」は社内で
掲げる2025年の標語です。

No. 229



税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

8月の税務

● 8月12日

1. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 9月 1日

2. 6月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人
事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

3. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る
確定申告〈消費税及び地方消費税〉

4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉

5. 12月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・
法人事業税・法人住民税〉(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の3月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の
3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉

7. 消費税の年税額が4,800万円超の5月, 6月決算法人を除く法人・個人事業者の
1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

8. 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

● 8月中において都道府県の条例で定める日

9. 個人事業税の納付(第1期分)

● 8月中において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)



※デスクマット等に挟んでご利用ください。

第21回 特別講演会

令和7年6月17日（火）に第21回小林合同会計『特別講演会』を川口駅前市民ホール フレンディアにて開催いたしました。

今回は、講師やテレビコメンテーターとしても活躍されているノンフィクション作家の小松 成美様より、『個人とチームが輝くために』をテーマに講演していただきました。

ご多忙中にもかかわらずお越しいただいた皆様、誠にありがとうございました。

